

1. 令和2年執行菰野町議会議員選挙の日程について

(1) 任期満了に伴う菰野町議会議員選挙について

投票日（選挙期日）	令和2年10月25日（日）
告示日（立候補届出日）	令和2年10月20日（火）
任期満了日	令和2年11月18日（水）

(2) 不在者投票のできる期間について

不在者投票期間	令和2年10月21日（水）から 令和2年10月24日（土）まで
---------	------------------------------------

(3) 投票用紙の請求 及び 投票用紙等（注）の送付予定日について

投票用紙の請求	告示日以前から受付いたします。
投票用紙等（請求分）を送付する 予定日	令和2年10月13日（火）頃から ※ 変更させていただくことがあります。

(4) 無投票の場合について

「令和2年10月20日（火）午後5時」の時点で、「定数（18人）」を超える届出がない時は、「無投票」と決定するため、不在者投票を実施いただく必要がなくなります。

「無投票」と決定した場合には、ご請求いただきました投票用紙等（注）は、破棄していただきますようお願い申し上げます。

ただし、投票人本人から請求された場合、投票用紙等（注）とともに、「不在者投票証明書」を交付しますので、「不在者投票証明書」のみ返却いただきますよう、ご対応願います。

（注）：投票用紙等・・・投票用紙、不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）

2. 施設等（注）において不在者投票のできる人について

（1） 選挙人名簿に登録される者の要件について

年齢の基準日（満18歳以上）	令和2年10月25日 ※ 平成14年10月26日以前に出生した者
住所要件	令和2年7月19日以前に菰野町に住民登録し、以後、引き続き住民登録を行っている者 ※ 投票する時点で転出の届出をし、菰野町を異動する予定日を経過している者は、投票することができません。

（2） 不在者投票施設で不在者投票のできる者の要件について

① 前号（1）の要件を満たし、選挙人名簿に登録されていること。

※ 10月19日時点で、菰野町に引き続き3か月以上住民登録を行っている者で、かつ、投票する時点で菰野町に住民登録のある平成14年10月26日以前に生まれた者であること。

② 三重県選挙管理委員会が指定した施設等（注）に入院（入所）中であること。

※ 通所のデイケアサービスを受けているだけでは、入院（入所）しているとは言えず、その者は、当該施設等（注）で不在者投票をすることができません。

（注）：施設等・・・① 病院（介護老人保健施設を含む。）

② 老人ホーム

（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム 等）

③ 身体障害者支援施設

④ 保護施設

⑤ その他

国立保養所

労災リハビリテーション作業所

刑事施設、労役場、監置場又は留置施設

少年院、少年鑑別所

婦人補導院

3. 不在者投票管理者について

(1) 不在者投票管理者について

ただし、その者が「候補者となる場合」又は「外国人である場合」は、不在者投票管理者となることができません。

施設の種類	不在者投票管理者	不在者投票管理者が不在となる場合
病院 (介護老人保健施設を含む。)	病院の院長	病院の院長の職務を代理すべき医師等
老人ホーム	老人ホームの長	老人ホームの長の職務を代理すべき者
身体障害者支援施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
保護施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
国立保養所	所長	所長の職務を代理すべき者
労災リハビリテーション 作業所	作業所の長	作業所の長の職務を代理すべき者
刑事施設、労役場、監置場 又は 留置施設	刑事施設の長 又は 留置場施設の留置業務 管理者	刑事施設の長 又は 留置業務管理者の 職を代理すべき者

※ 病院の院長が菰野町議会議員選挙の選挙権を有しない者であっても、不在者投票管理者になることはできます。

※ 不在者投票の実施にあたり、不在者投票管理者の管理権の及ぶ範囲であれば、必ずしも投票記載所にいる必要はありません。

(2) 不在者投票管理者の主な仕事について

- ① 入院（入所）されている選挙人に代わって、投票用紙等の交付を請求すること。
- ② 交付された投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- ③ 投票用紙、不在者投票用封筒を点検すること。
- ④ 立会人を最低1人選び、不在者投票に立ち合わせること。
- ⑤ 不在者投票の記載場所を設置すること。
- ⑥ 投票の終わった不在者投票を菰野町選挙管理委員会に送致すること。
- ⑦ 不在者投票の経費を請求すること。

4. 不在者投票用紙等の請求について

(1) 投票用紙等の請求期間について

不在者投票ができるのは、投票日の前日「令和2年10月24日（土）」までです。

投票用紙の請求は、告示日（令和2年10月20日）以前に行っていただいで結構です。

(2) 投票用紙等の請求者について

不在者投票に係る投票用紙の請求手続は、次の2つの場合が考えられます。

① 不在者投票管理者からの請求（選挙人から依頼を受けて）

② 選挙人が自ら請求

※ 選挙人自ら請求された場合、投票用紙、不在者投票用封筒とともに、「不在者投票証明書」を交付します。

(3) 請求までの手続きについて【不在者投票管理者からの請求（選挙人から依頼を受けて）】

① 選挙人 から 不在者投票管理者 へ

⇒ 「投票用紙等の請求」を依頼

※ 依頼は、口頭でも構いませんが、書面による場合は、依頼書（様式第2号）をご活用ください。

② 不在者投票管理者 から 菰野町選挙管理委員会委員長 へ

⇒ 「投票用紙等請求書（様式第3号）」及び「投票用紙請求内容内訳書（様式第4号）」の提出【持参 又は 郵送】

※ 「不在者投票宣誓書・請求書（様式第1号）」は必要ありません。

③ 菰野町選挙管理委員会委員長 から 不在者投票管理者 へ

⇒ 交付物 ① 「投票用紙」

② 「不在者投票用封筒（内封筒、外封筒）」

(4) 請求までの手続きについて【選挙人が自ら請求】

① 選挙人 から 菰野町選挙管理委員会委員長 へ

⇒ 「不在者投票宣誓書・請求書（様式第1号）」の提出【持参 又は 郵送】

② 菰野町選挙管理委員会委員長 から 選挙人 へ

⇒ 交付物 ① 「投票用紙」
② 「不在者投票用封筒（内封筒、外封筒）」
③ 「不在者投票証明書」

※ なお、指定施設に入院（入所）している選挙人は、この場合のように自ら投票用紙等を菰野町選挙管理委員会委員長へ請求した場合は、指定施設でも、現に所在（居住）している市町村の選挙管理委員会においても不在者投票を行うことができます。（当該選挙管理委員会に対し、事前に投票が可能な時間を確認願います。）

5. 事前準備について

(1) 投票記載場所の準備について

投票記載場所は、投票の記載を他人から見られることの無いよう、かつ、投票用紙の交換その他不正な行為ができないよう、十分に配慮して設置してください。

投票記載場所の設置にあたり、次の点に注意してください。

- ① 不特定多数の者が行き来するロビー等は避け、会議室等を確保してください。
- ② 投票を記載するための机等を置き、その配置は、投票の秘密が守られるよう配慮してください。
- ③ 点字投票を申し立てた選挙人がいる場合、「点字器」を用意してください。
- ④ 選挙運動 又は 政治活動に関するポスターやパンフレットなどを置かないようにしてください。
- ⑤ 候補者の氏名等は、一切掲示しないようにしてください。

※ 公職選挙法第175条に基づき、施設における不在者投票の投票記載場所には、候補者の氏名等を掲示することはできません。

選挙人から「候補者の名前がわからない」などの話がありましたら、投票記載場所以外の場所において、選挙公報などを確認いただくように対応願います。

(2) 不在者投票立会人と代理投票補助者の選任について

不在者投票管理者は、あらかじめ不在者投票立会人と代理投票補助者を選任いただきますようご対応願います。

不在者投票を行う際には、指定施設の長（不在者投票管理者）は、選挙権を有する者を最低1人選任し、不在者投票に立ち合わせなければなりません。

外部立会人として、菰野町選挙管理委員会が選定した立会人を立ち合わせることを希望される場合は、事前に菰野町選挙管理委員会までご連絡願います。

(3) 外部立会人の選任の流れについて

① 不在者投票管理者 から 菰野町選挙管理委員会 へ

⇒ 「選定依頼文書（様式第5号）」の提出【持参 又は 郵送】

② 菰野町選挙管理委員会 から 外部立会人 へ

⇒ 原則、選挙権を有する菰野町職員を任命する予定です。【任命】

③ 菰野町選挙管理委員会 から 不在者投票管理者 へ

⇒ 「外部立会人の任命について（通知）（様式第6号）」の送付【持参 又は 郵送】

④ 不在者投票管理者 から 外部立会人 へ

⇒ 外部立会人を選任

「立会人選任書（様式第7号）」及び「立会人承諾書（様式第8号）」を送付

※ 菰野町選挙管理委員会へ提出してください。

⑤ 外部立会人 から 不在者投票管理者 へ

⇒ 「立会人承諾書」を送付

※ なお、外部立会人に対する謝金について、

指定施設からお支払いいただく必要はありません。

6. 不在者投票の方法について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策を講じていただきますようお願いいたします。

(2) 投票用紙等の受領について（『不在者投票管理者からの請求』の場合）

不在者投票期間が短いこともありますので、投票用紙等は、10月13日頃から発送できるように準備を進めているところです。

なお、名簿に記載予定の者であるかなどの確認も必要なことから、上記の日から数日遅れることもありますので、ご容赦願います。

また、次の事項をご確認願います。

- ① 投票用紙 及び 不在者投票用封筒の数が請求した選挙人の数と一致していること。
- ② 点字投票がある場合、請求した選挙人にかかる投票用紙に、**点字投票**という表示がされていること。

(3) 不在者投票を行う前の確認事項について

- ① 『不在者投票管理者からの請求』の場合、投票用紙は、投票記載所で交付するように配慮してください。
- ② 『選挙人が自ら投票用紙等を請求』の場合、次の点を確認してください。
 - ・ 菰野町選挙管理委員会から交付された投票用紙であること。
 - ・ 投票用紙に候補者の氏名等が既に記載されていないこと。
 - ・ 点字投票の場合、投票用紙に**点字投票**という表示がされていること。
 - ・ 不在者投票証明書の入った封筒を提出の上、開封し、氏名、生年月日が適正であるか確認すること。

※ 提出の際、不在者投票証明書封筒の封が開かれている場合には、不在者投票を行うことができません。

(4) 投票の手順について

投票は、投票用紙の記入欄に「令和2年執行 菰野町議会議員選挙 の立候補者1名の氏名」を自書いただきます。

まず、選挙人に『投票用紙』『不在者投票用（内封筒）』、『不在者投票用（外封筒）』を交付してください。

- ① 選挙人に対し、『投票用紙』へ候補者1名の氏名を記入いただくように案内してください。
- ② （選挙人が投票用紙へ記入を終えた後）選挙人に対し、『不在者投票用（内封筒）』に投票用紙を入れ、封をしていただくように案内してください。

※ この際、投票用紙は、折り曲げていただく必要はありません。

- ③ 先ほど“封”をしていただいた『不在者投票用（内封筒）』を『不在者投票用（外封筒）』に入れ、封をしていただくよう、選挙人に対し、案内してください。
- ④ 先ほど“封”をしていただいた『不在者投票用（外封筒）』の“表面”に選挙人自身の氏名を署名（自書）するよう、選挙人に対し、案内してください。

※ 『不在者投票用（外封筒）』の“表面”に選挙人自身の氏名を署名（自書）が無い場合、この投票は“無効”となることがありますので、必ず“署名”をお願いします。

- ⑤ 先ほど“署名”をしていただいた『不在者投票用（外封筒）』を、選挙人から預かってください。
- ⑥ 先ほど“選挙人から預かっていただいた”『不在者投票用（外封筒）』の“裏面”に次の事項を記入（ゴム印可）してください。

- ・ 投票の年月日
- ・ 投票の場所
- ・ 不在者投票管理者の氏名

- ⑦ 併せて、投票立会人に、『不在者投票用（外封筒）』の“裏面”へ署名をお願いします。

※ 投票の年月日、投票の場所、不在者投票管理者の氏名、及び投票立会人の署名が、『不在者投票用（外封筒）』に記載されていない場合、“適正に投票が行われていない”として“投票所で不受理”と判断されますので、投票を終了する前 及び 投票用紙を送致いただく前に、必ず確認してください。

以上で、不在者投票の手順は完了となります。

今一度、『不在者投票用（外封筒）』に次の記載があるか確認してください。

- ① （表面）選挙人自身の氏名の署名（自書）
- ② （裏面）投票の年月日
- ③ （裏面）投票の場所
- ④ （裏面）不在者投票管理者の氏名
- ⑤ （裏面）投票立会人の氏名の署名（自書）

(5) 代理投票について

病気や障がいなどによって『候補者の氏名を自書することができない選挙人』は、不在者投票管理者に申請して代理投票をすることができます。

不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて、投票記載場所の投票に係る事務に従事する者のうちから「2人」を代理投票に従事する者と定めてください。

1人は、選挙人から「投票する候補者の氏名」を確認し、投票用紙に代わって記入する者、他の1人は、その確認や記入が選挙人の指示どおり行われていることを立会いながら確認する者となります。

投票の手順は、前号「(4) 投票の手順」に習ってください。『不在者投票用（外封筒）』の“表面”に選挙人自身の氏名の署名も選挙人に代わって記入してください。

(この際、代わりに書いた従事者の名前を代理記載人の氏名に書かないでください。)

(6) ベッドの上で投票される場合について

重病人等で歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理の下で投票立会人の立会いがあれば、例外的にベッドの上で投票することができます。

※ この場合、ベッドのある室内に候補者の氏名等の記載があるポスターなどが貼られていないことを確認してください。貼られている場合には、撤去いただいた上で投票いただくとともに、投票の秘密保持に十分注意してください。

(7) 不在者投票の送致について

不在者投票管理者は、投票用紙の入った『不在者投票用（外封筒）』及び「不在者投票の完了と使用枚数等の報告（様式第9号）を適当な封筒（参考資料2）に入れ、表面『不在者投票在中』と朱書きし、裏面に「施設名」「所在地」「不在者投票管理者名」を記載（ゴム印可）の上、印を押して、菰野町選挙管理委員会へ送致してください。

送致先 〒510-1292 三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地 菰野町選挙管理委員会

なお、投票が行われなかった投票用紙・投票用封筒は、破棄せず、返却してください。

※ 送致いただきました『不在者投票用（外封筒）』は、選挙当日（10月25日）に投票所へ送致し、選挙人の名簿確認などを行った上で、投票箱へ投票用紙を投函します。

10月25日午後8時までに投票箱へ投函できない場合、有効な投票として取り扱われなくなりますので、できる限り、10月24日までに菰野町選挙管理委員会へ届くようにご対応いただきますよう、ご配慮願います。

7. 不在者投票の経費の請求について

(1) 請求金額について

不在者投票の経費は、選挙人1人につき「1,050円」です。

投票用紙を請求したものが、実際に投票を行わなかった選挙人の数も含めてください。

選挙期日後、速やかに「請求書（様式第10号）」と「不在者投票名簿」を菰野町選挙管理委員会

へ提出してください。

(2) 請求書の記載上の注意について

①請求日は選挙日（令和2年10月25日）以降の日付を記入してください。

②請求印は、施設の代表者印 又は 施設院+代表者の私印 を押印してください。

（施設印（施設名のみ印）のみでは、お支払いすることができません。）

③「振込先」「口座番号」「口座名」は、金融機関に届出の正式名称を正確に記入し、「口座名」にはフリガナをつけてください。

④「口座名」が請求者と異なる場合には委任状に必要事項を記載してください。

(3) 投票者名簿の作成について

投票用紙等の請求に際に作成していただいた投票用紙請求内容内訳書(様式第4号)の写しに、請求年月日と送致年月日を記入していただければ、そのまま経費請求用投票者名簿として利用できます。

8. 不在者投票指定施設における選挙運動について

不在者投票指定施設における選挙運動につきましては、公職選挙法により一般の選挙運動に関する制限のほか、次のような制限がありますので、十分ご注意ください。

① 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位（その者の日常の職上有する影響力）を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

また、不在者投票管理者が公務員である場合には、上記制限に加え、国家公務員法 又は 地方公務員法の規定に基づく政治的行為（選挙運動を含む。）の制限のほか、その地位を利用して選挙運動を行うことは禁止されています。

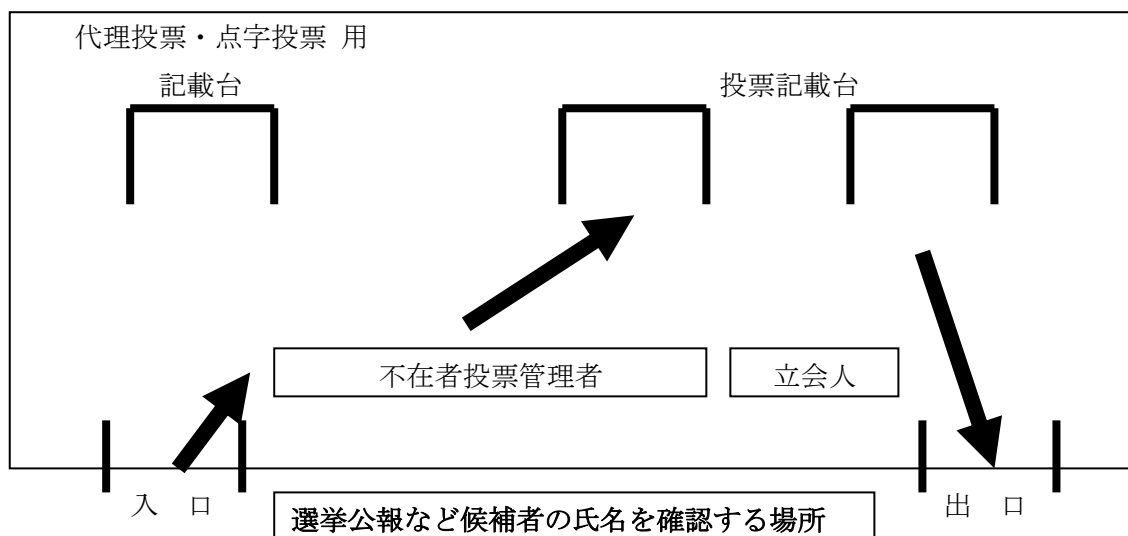
② すべての選挙において、その選挙期日の公示（告示）日から選挙の当日までの間、国、地方公共団体が所有し又は管理する病院等では、政党その他の政治活動を行う団体が政治

活動のためのポスターを掲示することや、ビラ等の文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）を頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く）することは禁止されています。

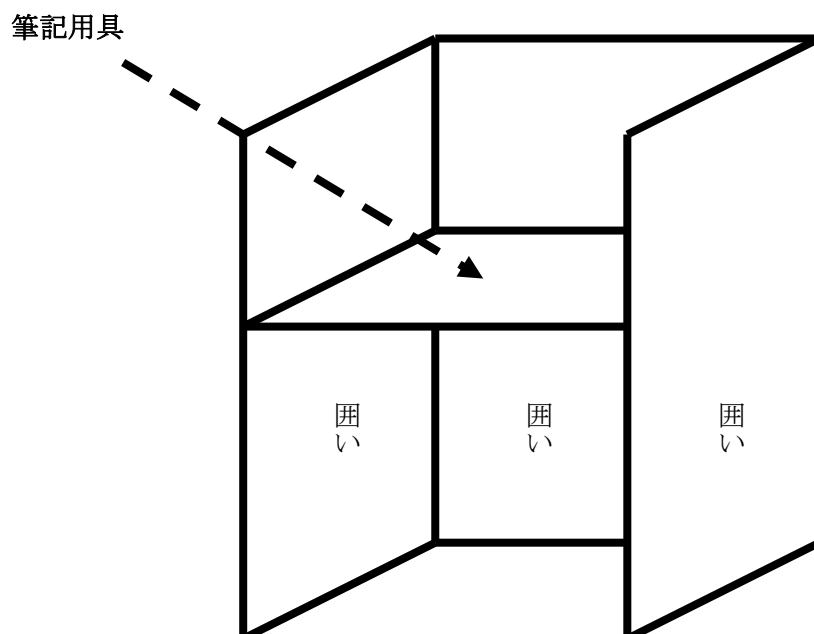
- ③ 何人も病院、診療所その他療養施設においては、いかなる名義であっても、選挙運動のための演説や連呼行為をすることが禁止されています。したがって、施設内においては個人演説会、政党演説会、政党等演説会といった演説会は一切開催できません。
- ④ 何人も選挙に関し、投票を得若しくは得さしめ又は得さしめない目的をもって戸別訪問をすることが禁止されていますが、指定施設においても、各部屋（病室など）が構造上それぞれ独立しており、しかも入院患者（入所者）が相当期間継続して入院（入所）している場合にあつて、社会通念に照らし、各部屋が入院患者（入所者）の居室に準ずる程度にまで達していると認められるときには、各部屋を訪問し、投票依頼をすることも戸別訪問の禁止行為に該当します。
- ⑤ 何人も、選挙の期日（ただし、無投票の場合にあつては、その旨を選挙長が告示した日）後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつをする目的をもって各部屋を戸別訪問することも禁止されています。
- ⑥ 菰野町選挙管理委員会のホームページに掲載されている候補者情報や選挙公報のページをプリントアウトして頒布することは、違法な文書図画の頒布となるため、禁止されています。

9. 参考【投票記載場所の見取図（例）】及び様式集

○ 投票記載場所内



○ 記載台



(注) 孤野町議会議員選挙の候補者の氏名等は、投票記載台上のみならず、投票記載場所内においても、掲示することができません。

選挙人に対し、投票する候補者を決めてから、投票記載場所に入場するように案内ください。

(様式第 1 号)

不在者投票宣誓書・請求書

私は、令和 2 年 10 月 25 日執行の 菰野町議会議員選挙 の当日、下記の事由に該当する見込みですので、投票用紙等の交付を請求します。

次の 1 から 6 のいずれかに ○を付してください。

1	ア 仕事 イ 学業 ウ 地域行事の役員 エ 本人 又は 親族の冠婚葬祭 オ その他 ()	に從事	※左のアからオのいずれかに○を付してください。オの場合は具体的に記入してください。
2	1 以外の用事 又は 事故のため ア 菰野町以外 イ 菰野町内 ()	に外出・旅行・滞在	※左のア又はイのいずれかに○を付してください。イの場合は具体的に記載してください。
3	ア 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ 刑事施設等に収容		
4	交通至難の島等 ()	に居住・滞在	
5	住所移転のため、菰野町以外に移住		
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難		

上記は真実であることを誓います。

令和 2 年 月 日

現 住 所 (〒 -) (連絡先 Tel - -)

投票用紙の送付を
受けたい場所

選挙人名簿に

記載されている住所

明治

生 年 月 日 大正 年 月 日生 (男・女)

昭和

平成

氏 名

菰野町選挙管理委員会委員長 宛て

投票区	名簿番号	区分	交付方法	交付月日	整理番号

(様式第2号)

依頼書

私は、令和2年10月25日執行の菰野町議会議員選挙に際し、当院（所）において不在者投票をいたしたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付の請求を依頼します。

令和2年 月 日

選挙人名簿に記載されている住所

三重県三重郡菰野町 番地

室 名 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

病院長（施設長） 様

(様式第3号)

令和2年 月 日

菰野町選挙管理委員会委員長 宛て

住 所

施 設 名

代表者名

印

投票用紙等請求書

次の選挙人は、令和2年10月25日執行の菰野町議会議員選挙の当日、当施設に入院、入所中であるため当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、次の選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

1 選挙人総数 _____名 (投票用紙請求内容内訳書のとおり)

[うち、点字投票者 _____名 (内訳書備考欄に記載)]

投票予定日	年 月 日	投票用紙 受領方法	直接受領 / 郵便送付 ※どちらかに○
(直接受領の場合) 受領予定日	年 月 日	選挙公報 受領方法	直接受領 / 郵便送付 ※どちらかに○
連絡先	担当者名 _____ 電話番号 _____ FAX番号 _____		選挙公報 部数 _____部

(様式第4号)

(枚のうち 枚目)

令和2年10月25日執行菰野町議会議員選挙

投票用紙請求内容内訳書(兼)経費請求用投票者名簿

選挙人名簿に登録 されている住所	選挙人氏名	性別	生年月日	投票用紙等 請求月日	投票用紙等 送致月日	備考
菰野町		男・女	明 大 昭 平 ・	月 日	月 日	
菰野町		男・女	明 大 昭 平 ・	月 日	月 日	
菰野町		男・女	明 大 昭 平 ・	月 日	月 日	
菰野町		男・女	明 大 昭 平 ・	月 日	月 日	
菰野町		男・女	明 大 昭 平 ・	月 日	月 日	
菰野町		男・女	明 大 昭 平 ・	月 日	月 日	
菰野町		男・女	明 大 昭 平 ・	月 日	月 日	
菰野町		男・女	明 大 昭 平 ・	月 日	月 日	
菰野町		男・女	明 大 昭 平 ・	月 日	月 日	
菰野町		男・女	明 大 昭 平 ・	月 日	月 日	

(注) ア 投票用紙等の請求の際には、太線の枠内にご記入ください。

イ 点字によって投票する旨の申出があった場合は、備考欄に「点字」と記入してください。

(様式第 5 号)

施設 ⇒ 菰野町選挙管理委員会
令和 2 年 月 日

菰野町選挙管理委員会 宛て

施設名

施設長

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定に基づき、不在者投票を行う予定です。

については、同条第 10 項の規定に基づく立会人の選定をお願いします。

記

日 時 :

場 所 :

施設名 :

(様式第6号)

菰野町選挙管理委員会 ⇒ 施設
令和2年 月 日

(指定施設等の長) 様

菰野町選挙管理委員会

外部立会人の任命について (通知)

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を任命しましたので、通知します。

記

立会人の氏名

(ふりがな)

立会日時： 年 月 日 () : ~ :

(様式第7号)

施設 ⇒ 菰野町選挙管理委員会
令和2年 月 日

立会人選任書

様

施設名

施設長

印

あなたを、下記のとおり、令和2年10月25日執行の菰野町議会議員選挙について、
当指定施設における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の 分前までに に
参集してください。

記

立会日時 : 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所 :

(様式第8号)

不在者投票立会人 ⇒ 施設
令和2年 月 日

立会人承諾書

施設名

施設長

宛て

住 所

電話番号

氏名 (自書)

印

下記のとおり、令和2年10月25日執行の菰野町議会議員選挙について、指定施設における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時 : 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所 :

(様式第9号)

年 月 日

菰野町選挙管理委員会委員長 宛て

住 所

施 設 名

代表者名

印

不在者投票の完了と使用枚数等の報告について

不在者投票につきまして、下記のとおり完了しましたので、投票済の投票用紙等を送付します。

記

選挙名	菰野町議会議員選挙
投票用紙受領数	票 (うち点字 票)
投票用紙使用数	票
未使用投票用紙	票

投票用紙未使用について

(投票用紙を請求し、交付を受けたが投票しなかった者及びその理由)

氏 名	理 由

※ 投票の終わった不在者投票用紙等を速やかに菰野町選挙管理委員会に送致してください。選挙当日の投票所の閉鎖時刻に間に合わなかった投票は、有効な投票として取り扱われなくなります。

※ 投票用紙を送付いただく度に、この報告書を添付してください。

(様式第 10 号)

請 求 書

菰野町長 宛て

令和 2 年 月 日

一金 _____ 円也

(1,050 円 × _____ 人分)

上記の金額を令和 2 年 10 月 25 日執行の菰野町議会議員選挙の不在者投票経費として請求します。

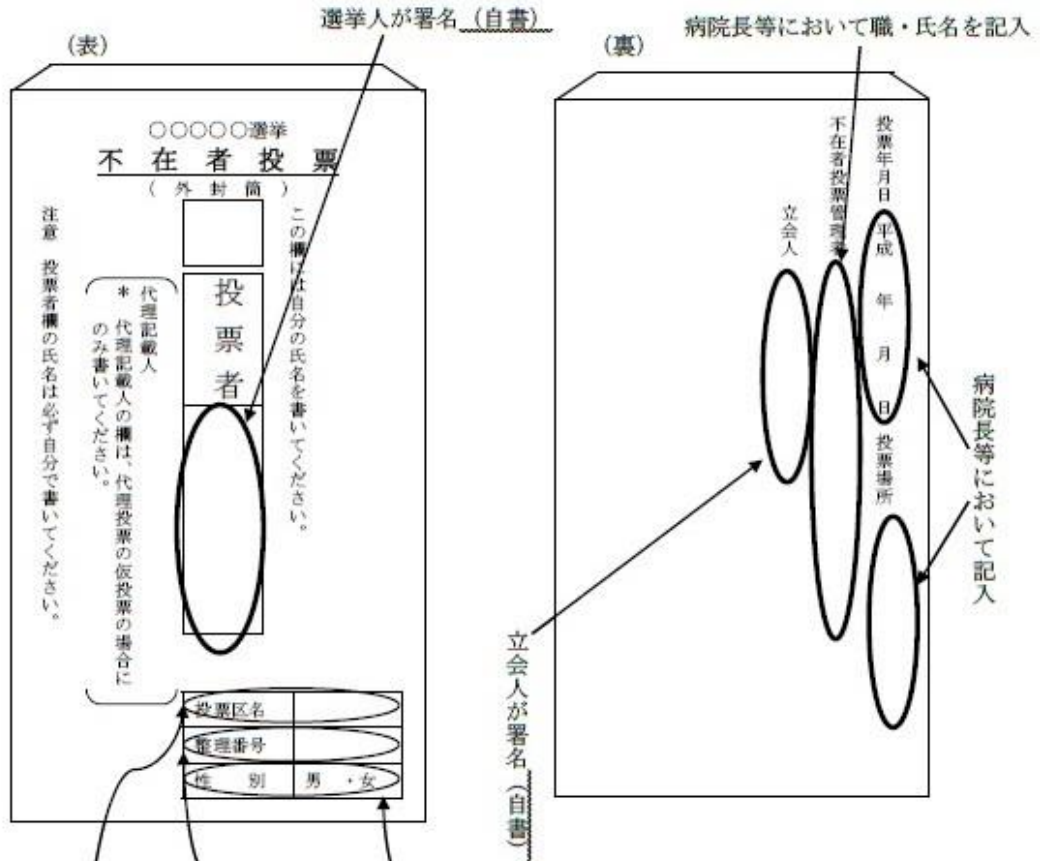
所在地			
法人名			印
施設名			
代表者職名			
フリガナ			
代表者氏名	Ⓜ ※		
担当者氏名		電話番号	

振込先	銀行	店
種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名		

- 備考 1 請求書に別紙として不在者投票名簿を添付してください。
2 請求日の日付は選挙執行日以降にしてください。
3 施設印+代表者の私印か 又は 施設名が表示されている代表者印（公印）を押印してください。
4 請求者と口座名義が異なる場合は下記の委任状に必要事項を記入してください。

<h2>委 任 状</h2>		
請求金額の受領について、(職名) _____ (氏名) _____ に委任します。		
令和 2 年 月 日		
住所 _____		
代表者 職名 _____ 氏名 _____ Ⓜ ※と同じⓂ		

不在者投票用外封筒



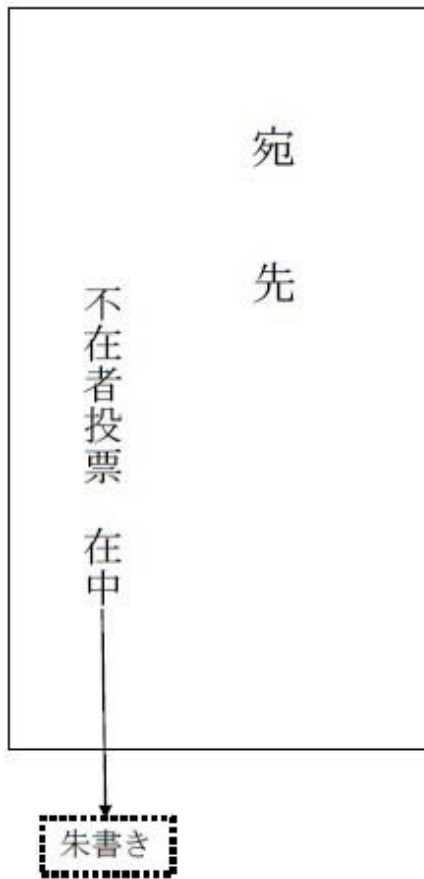
〇〇〇病院 〇/〇交付分 不在者投票交付リスト

No.	投票区名	区一頁一番号	氏名	性別	生年月日	選挙人名簿に記載されている住所	請求日

※ 選挙管理委員会から交付された不在者投票交付リストに記載されている投票区、整理番号、性別が記載された外封筒かどうか十分確認した上で、該当する選挙人に外封筒を交付してください。

送致（郵送）用封筒

(表)



(裏)

